平成 29 年 11 月 20 日

各　位

不動産投資信託証券発行者
スターアジア不動産投資法人
代表者名　執行役員　　加藤　篤志
（コード番号 3468）
資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長　　加藤　篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長　　杉原　亨
TEL: 03-5425-1340

スポンサー・サポート契約の変更覚書締結に関するお知らせ

スターアジア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）及びスターアジア投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日、本投資法人及び本資産運用会社がスターアジア・マネジメント・リミテッド（以下「スポンサー」といいます。）との間において締結している平成 28 年 1 月 14 日付スポンサー・サポート契約（その後の変更を含み、以下「サポート契約」といいます。）について、変更覚書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．スポンサー・サポート契約の変更覚書の内容

本投資法人及び本資産運用会社は、スターアジア総合開発株式会社（以下「SA 総合開発」といいます。）について、サポート契約においてスポンサー・グループとして位置づけることにより同社からのサポートを期待できると考え、サポート契約の変更覚書の締結に至りました。なお、サポート契約の変更部分は、スポンサー・グループの定義であり、変更部分に下線を付して示しています。

＜変更後のスポンサー・グループの定義＞

（ⅰ）スポンサー（スターアジア・マネジメント・リミテッド）
（ⅱ）Star Asia Management Japan Ltd.
（ⅲ）Star Asia Asset Management LLC
（ⅳ）Star Asia Group LLC
（ⅴ）スターアジア・アセット・アドバイザーズ株式会社
<u>（ⅵ）スターアジア総合開発株式会社</u>
（ⅶ）Malcolm F. MacLean Ⅳ
（ⅷ）増山太郎
（ⅸ）Malcolm F. MacLean Ⅳ及び増山太郎が投資判断を行うファンドの投資先（但し、マイノリティ出資を除く。）であって、(a)不動産その他の投資資産を保有し又は取得する日本に所在する投資ビークル及び(b)本投資法人の投資口を保有し又は取得する投資ビークル

２．スポンサー・サポート契約の変更覚書締結の理由

スポンサー・グループは、日本における不動産投資に関連する機能の拡充を目的として、平成 29 年 11 月 14 日付でスポンサーが運用するエンティティを通じ、SA 総合開発の株式を取得しました。

SA 総合開発は、スポンサー・グループにおける役割として主に不動産開発機能を担う予定です。SA 総合開発は、不動産開発、不動産建設、不動産売買の分野で 30 年の経験を有するプロフェッショナルを社長に迎え入れており、これらの経験から培われたノウハウや幅広い人脈を、今後の事業展開に最大限活用できると考えています。SA 総合開発を迎え入れたことにより、スポンサー・グループは不動産開発機能を拡充することとなり、投資領域をより一層拡大できます。

これを受け、本投資法人及び本資産運用会社は、SA 総合開発についてスポンサー・グループを構成する一員として認識し、サポート契約においてスポンサー・グループとして位置づけ、SA 総合開発が開発段階から手がける物件についても情報提供を受けることができれば、本投資法人の成長に資すると考え、スポンサーと交渉の結果、サポート契約の変更覚書の締結に至りました。

本投資法人は、スポンサー・グループにおいて拡充された機能を最大限活用し、成長を追求してまいります。

３．スターアジア総合開発株式会社の概要（平成 29 年 11 月 20 日時点）

名称		スターアジア総合開発株式会社 （旧商号：浜田山不動産開発株式会社）
所在地		東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号　愛宕グリーンヒルズ MORI タワー18 階
代表者		代表取締役 梅木　篤郎
主な事業内容		1. 不動産の開発、売買、交換、保有、運営、賃貸借、仲介、管理及び処分 2. 社債、信託受益権、匿名組合出資持分その他の有価証券及び金銭債権の保有、売買、運用及び処分 3. 建築の設計及び監理 4. 土木建築工事の請負及び施工 5. 総合コンサルタント業 6. 市場調査、広告宣伝に関する業務 7. 経営指導及び総務並びに経理事務の代行 8. 労働者派遣事業 9. 上記各号に付帯関連する一切の事業
資本金		5 百万円
設立年月日		平成 29 年 10 月 19 日
本投資法人・本資産運用会社との関係		
	資本関係	直接的な資本関係はありませんが、本資産運用会社の親会社等の子会社等に該当します。
	人的関係	特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社が本投資法人の資産運用に係る利益相反対策のために定める自主ルールである「利害関係者取引規程」（注）に定める利害関係者に該当します。今後、取引の決定をする場合は、本資産運用会社は当該規程に則った審議・決議を経て行います。

（注）「利害関係者取引規程」については、下記「４．その他　コンプライアンス・利害関係者等に関するルールの変更内容」をご参照ください。

４．その他

コンプライアンス・利害関係者等に関するルールの変更内容

本資産運用会社の利害関係者取引規程に定める「利害関係者」の定義を以下のとおり変更しました。変更部分に下線を付して示しています。

＜変更後の利害関係者の定義＞

(1) 投資信託及び投資法人に関する法律第 201 条第 1 項に定めるところに従い、本資産運用会社の利害関係人等に該当する者

(2) 本資産運用会社の株主及びその役員

(3) 本資産運用会社の株主が投資一任契約を締結している特別目的会社等（以下「ＳＰＣ」という。）

(4) 本資産運用会社及び本資産運用会社の株主の出資の合計が過半となるＳＰＣ

(5) スターアジア・マネジメント・リミテッド、スターアジア・マネジメント・ジャパン・リミテッド、スターアジア・アセット・マネジメント・エルエルシー、スターアジア・グループ・エルエルシー、スターアジア・アセット・アドバイザーズ株式会社、スターアジア総合開発株式会社、マルコム・エフ・マクリーン 4 世、増山太郎並びにマルコム・エフ・マクリーン 4 世及び増山太郎が投資判断を行うファンドの投資先（但し、マイノリティ出資を除く。）であって、(a)不動産その他の投資資産を保有し又は取得する日本に所在する投資ビークル及び(b)本投資法人の投資口を保有し又は取得する投資ビークル

なお、本件に関しては、金融商品取引法、その他適用される法律・規則等に従い、必要な手続きを行います。

以上

＊ 本投資法人のホームページアドレス：http://starasia-reit.com